

協力金支給額の 計算方法	新規創業者等	
	【前期】 令和3年2月5日から令和4年2月4日までの間に開店又は 店舗を新たに設けた場合	【後期】 令和3年2月28日から令和4年2月27日までの間に開店 又は店舗を新たに設けた場合
売上高方式	開店から令和4年2月4日までの売上高が分かる売上台帳等 の写し	開店から令和4年2月27日までの売上高が分かる売上台帳 等の写し
売上高減少額方式	開店から令和4年2月27日までの売上高が分かる売上台帳 等の写し	開店から令和4年3月6日までの売上高が分かる売上台帳等 の写し

※上記のいずれにおいても、要請対象以外の部門（例：テイクアウト）を営んでいる場合、当該部門を除いた要請対象部門に係る売上が分かる書類を提出してください。